

介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス A の手数料改定について

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの手数料改定について

【通所型サービスA（多様なサービス）】

1. 改定理由

介護保険3割負担被保険者の利用者に対する手数料を設定し、負担割合に応じた手数料を徴収するため。

2. 内 容

区分	手数料の金額
改正前 (R3.3.31まで)	1割負担 200 円、 <u>2・3割負担 400 円</u>
改正後 (R3.4.1から)	1割負担 200 円、 <u>2割負担 400 円、3割負担 600 円</u>

3. 改定時期

令和3年4月1日

【参考】

通所型サービスAについて

通所型サービスAは、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、指定事業所で行う通所介護相当サービスから一部基準を緩和して実施する通所型サービスです。

本市では、現在、2つの事業所に委託してサービスを提供しています。

○サービス提供事業所一覧

NO.	事業所名	実施場所（サービス名）	定員	回数
1	境港市社会福祉協議会	境港市老人福祉センター (みなと元気塾)	20人	週1回 ※年末年始を除く
2	こうほうえん	いきいきリハビリテーションセンターさかい幸朋苑 (まめなかや)	10人	週1回 ※年始を除く